

定 款

公益財団法人 慈 愛 会

公益財団法人慈愛会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人慈愛会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、保健、医療、介護・福祉及び教育が一体となって、地域住民に対して、包括的に適正で良質な医療、介護・福祉サービスを提供するとともに、健康増進、各種疾病予防の推進等に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特殊疾患(血液がん)及び生活習慣病(がん・脳卒中・糖尿病等)に関する高度・専門的医療の推進事業
 - (2) 地域の医療機関等と相互連携した医療提供体制(医療技術・医療機器・医療情報等の共有、共同利用)の推進事業
 - (3) 新薬、高度医療技術等の研究開発の発展に寄与する事業
 - (4) 精神科医療及び障害者の社会復帰に向けた総合的な支援事業
 - (5) 医療機関と連携した介護・福祉サービス事業
 - (6) 生活困窮者に対する無料低額診療及び生活支援事業
 - (7) 疾病予防健診事業と疾病に関する正しい知識の普及及び予防活動等の推進事業
 - (8) 地域医療(介護・福祉)を担う人材育成及び支援事業
 - (9) 看護師養成事業
 - (10) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、鹿児島県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第11条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書(以下「財産目録等」という。)を作成し、会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会で報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合は、事業報告書及びこの附属明細書を除き、定時評議員会での報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、計算書類を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第12条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第13条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第14条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行

に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定 数)

第15条 この法人に、評議員 6名以上 8名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第19条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額1,500,000円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議

員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び評議員並びに会計監査人の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (6) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回6月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が發せられない場合。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 役員又は評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員又は評議員の候補者の合計数が第15条又は第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合

において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 この法人に、会計監査人を置く。

3 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項の代表理事は、理事長に就任する。

4 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3

分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 8 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他法令に定める監事に認められた権限を行使すること。
- 2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録

等を監査をし、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。

- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他法令に定める会計監査人に認められた権限を行使すること。

(任 期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第31条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解 任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上の議決をもって行わなければならぬ。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

- 第37条** 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。
 - 4 会計監査人の報酬等は、理事長が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(取引の制限)

- 第38条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

第38条の2 この法人に任意の機関として、1名以上2名以下の理事長補佐を置くことができる。

- 2 理事長補佐の職務及び権限は次のとおりとする。
 - (1) 理事長の相談に応じなければならない。
 - (2) 理事長に代わって決裁権限を行使することはできない。
 - (3) 理事長に代わってこの法人の代表権行使することもできない。
 - (4) 理事長の決裁及び判断を、この法人の役職員又はこの法人外の第三者に伝えることはできる。
- 3 理事長補佐の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 理事の任期についての第35条第1項及び理事の解任についての第36条第1項は、理事長補佐に準用する。

第2節 理事会

(設置)

- 第39条** この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- 3 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、次の事項を除き、権利の行使又は権利の行使の請求をしてはならない。
- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

- 第42条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第43条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第44条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第45条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第46条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第47条** 役員又は会計監査人が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通

知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の議決により、合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、任意の機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録等
- (9) 監査報告書及び会計監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、平成23年4月1日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は今村英仁、会計監査人は監査法人トーマツとする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今村節子

永里紘二

坂巻弘之

成田満穂

山崎美智子

有嶋隆司
山口幸太郎

公益財団法人慈愛会 役員等名簿

令和5年6月23日現在

【評議員：7名】

役職名	氏名	常勤・非常勤
評議員	今村節子	非常勤
"	永里紘二	"
"	坂巻弘之	"
"	山崎美智子	"
"	馬場英俊	"
"	富安恵子	"
"	田中隆義	"

【理事：6名】

役職名	氏名	常勤・非常勤
理事 (代表理事)	今村英仁	常勤
理事	納光弘	"
"	星北斗	非常勤
"	福元紳一	"
"	田中滋	"
"	鮫島純	"

【監事：2名】

役職名	氏名	常勤・非常勤
監事	徳満哲司	非常勤
"	牧野虎彦	"

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	22,107,052	21,935,517	171,535
預金	3,308,600,962	3,632,603,703	△ 324,002,741
未収金	4,528,348,086	4,187,322,896	341,025,190
売掛金	5,007,126	5,252,619	△ 245,493
貸倒引当金	△ 2,320,091	△ 2,923,424	603,333
棚卸資産	134,048,585	132,789,359	1,259,226
立替金	9,605,544	8,717,916	887,628
1年内回収予定長期貸付金	259,200	259,200	0
1年内回収予定奨学貸付金	75,181,308	68,093,956	7,087,352
前払費用	55,924,215	50,197,782	5,726,433
流動資産 合計	8,136,761,987	8,104,249,524	32,512,463
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本定期預金	11,300,000	11,300,000	0
基本財産合計	11,300,000	11,300,000	0
(2) 特定資産			
建物	1,141,849,401	1,181,355,514	△ 39,506,113
建物附属設備	237,056,028	260,143,815	△ 23,087,787
構築物	663,831	732,679	△ 68,848
医療器械	114,735,123	153,735,476	△ 39,000,353
什器備品	1,154,805	1,443,503	△ 288,698
車両運搬具	2	2	0
ソフトウェア	1,528,496	0	1,528,496
退職給付引当預金	595,279,677	555,653,868	39,625,809
退職給付引当有価証券	4,754,400	4,254,000	500,400
建設積立預金	0	201,893,033	△ 201,893,033
建設積立資産	720,793,925	0	720,793,925
長期保険積立金	17,565,180	17,565,179	1
特定資産合計	2,835,380,868	2,376,777,069	458,603,799
(3) その他固定資産			
土地	7,338,346,078	7,275,094,797	63,251,281
建物	9,141,724,640	9,465,635,952	△ 323,911,312
建物附属設備	2,626,815,289	2,905,084,496	△ 278,269,207
構築物	126,657,080	137,768,988	△ 11,111,908
医療器械	154,181,660	165,666,211	△ 11,484,551
機械器具	9,090,699	10,917,641	△ 1,826,942
車両運搬具	7,417,766	12,910,093	△ 5,492,327
什器備品	213,858,130	209,906,816	3,951,314
ソフトウェア	35,889,402	29,618,487	6,270,915
リース資産	1,408,018,089	1,723,431,472	△ 315,413,383
のれん	4,536,000	6,048,000	△ 1,512,000
建設仮勘定	31,431,270	28,978,600	2,452,670
施設利用権	3,300,775	3,807,121	△ 506,346
電話加入権	9,615,368	9,615,368	0
敷金・保証金	38,714,800	38,529,800	185,000
長期貸付金	1,670,798	1,929,998	△ 259,200
奨学貸付金	157,320,958	159,031,660	△ 1,710,702
長期前払費用	15,660,690	1,440,000	14,220,690
その他	39,120,661	39,253,691	△ 133,030
その他固定資産 合計	21,363,370,153	22,224,669,191	△ 861,299,038
固定資産 合計	24,210,051,021	24,612,746,260	△ 402,695,239
資産合計	32,346,813,008	32,716,995,784	△ 370,182,776
II. 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,265,609,191	1,231,772,690	33,836,501
未払金	1,071,224,382	1,098,168,573	△ 26,944,191
預り金	263,080,685	261,515,236	1,565,449
前受金	13,064,793	13,023,689	41,104
短期借入金	3,365,000,000	3,296,000,000	69,000,000
1年内返済予定長期借入金	805,006,000	1,069,850,000	△ 264,844,000
1年内返済予定リース債務	380,808,628	452,939,359	△ 72,130,731
1年内支払予定長期未払金	28,399,812	17,162,652	11,237,160
賞与引当金	721,351,712	733,253,705	△ 11,901,993
未払法人税等	8,797,700	8,648,500	149,200
未払消費税等	7,570,000	11,370,000	△ 3,800,000
流動負債 合計	7,929,912,903	8,193,704,404	△ 263,791,501
2. 固定負債			
長期借入金	12,106,440,000	12,911,446,000	△ 805,006,000
リース債務	999,731,154	1,156,699,077	△ 156,967,923
長期未払金	107,247,231	65,297,577	41,949,654
預り保証金	159,624,080	159,698,680	△ 74,600
役員退職慰労引当金	12,000,000	11,000,000	1,000,000
退職給付引当金	846,399,613	878,464,427	△ 32,064,814
資産除去債務	135,009,178	131,325,811	3,683,367
固定負債 合計	14,366,451,256	15,313,931,572	△ 947,480,316
負債合計	22,296,364,159	23,507,635,976	△ 1,211,271,817
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	197,529	335,768	△ 138,239
地方公共団体補助金	594,386,028	645,915,826	△ 51,529,798
民間補助金	49,409,830	52,845,259	△ 3,435,429
寄附金	11,571,403	11,604,604	△ 33,201
指定正味財産合計	655,564,790	710,701,457	△ 55,136,667
(うち基本財産への充当額)	(11,300,000)	(11,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(644,264,790)	(699,401,457)	(△55,136,667)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	9,394,884,059	8,498,658,351	896,225,708
正味財産合計	(1,573,516,821)	(1,099,902,565)	(473,614,256)
負債及び正味財産合計	32,346,813,008	32,716,995,784	△ 370,182,776

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	226	226	0
特定資産運用収益	169,810	149,363	20,447
診療収益	21,640,797,573	21,624,933,230	15,864,343
介護保険事業収益	860,777,392	885,627,495	△ 24,850,103
訪問看護事業収益	216,874,977	216,448,455	426,522
有料老人ホーム事業収益	9,176,600	6,295,590	2,881,010
地域活動支援センター事業収益	21,474,500	21,335,400	139,100
自立支援費等収益	335,427,725	331,816,980	3,610,745
看護学校事業収益	132,617,000	190,547,897	△ 57,930,897
保育事業収益	6,701,228	7,430,808	△ 729,580
その他事業収益	17,780,173	17,393,126	387,047
収益事業収益	208,699,131	210,994,562	△ 2,295,431
受取補助金等	1,200,535,449	1,138,918,696	61,616,753
受取寄附金	5,318,280	6,096,763	△ 778,483
雑収益	167,963,053	128,087,455	39,875,598
経常収益計	24,824,313,117	24,786,076,046	38,237,071
(2) 経常費用			
事業費			
材料費	23,885,068,819	23,462,822,713	422,246,106
医薬品費	5,871,519,886	5,681,830,256	189,689,630
診療材料費	4,084,364,671	3,954,385,628	129,979,043
医療消耗器具備品費	1,183,862,968	1,129,764,396	54,098,572
給食用材料費	68,671,027	75,083,788	△ 6,412,761
収益事業材料費	475,625,748	459,306,641	16,319,107
人件費	58,995,472	63,289,803	△ 4,294,331
役員報酬	13,173,421,637	13,088,187,061	85,234,576
給料	11,040,000	11,040,000	0
賞与	9,797,018,568	9,741,122,730	55,895,838
賞与引当金繰入額	803,555,702	791,459,831	12,095,871
役員退職慰労引当金繰入額	721,351,712	733,253,705	△ 11,901,993
退職給付費用	920,000	920,000	0
法定福利費	270,237,530	279,266,364	△ 9,028,834
委託費	1,569,298,125	1,531,124,431	38,173,694
設備関係費	911,599,986	904,520,948	7,079,038
減価償却費	2,533,236,093	2,496,320,397	36,915,696
資産除去債務利息費用	1,010,485,286	1,060,710,804	△ 50,225,518
リース資産減価償却費	3,683,367	3,574,363	109,004
賃借料	559,046,207	502,045,889	57,000,318
支払地代	205,584,057	195,499,825	10,084,232
支払家賃	91,653,324	92,483,599	△ 830,275
修繕費	85,453,028	86,589,750	△ 1,136,722
固定資産税等	119,312,950	100,992,729	18,320,221
機器保守料	83,630,000	96,493,000	△ 12,863,000
機器設備保険料	314,863,078	302,346,214	12,516,864
車両関係費	22,651,627	20,236,003	2,415,624
研究研修費	36,873,169	35,348,221	1,524,948
研究研修費	55,261,516	37,951,884	17,309,632
図書費	15,393,334	12,003,420	3,389,914
研修費	22,179,030	17,539,645	4,639,385
研修旅費	17,089,764	8,321,505	8,768,259
研修謝金	599,388	87,314	512,074
経費	1,124,140,878	1,029,413,527	94,727,351
福利厚生費	69,778,255	70,598,906	△ 820,651
謝金	1,963,768	1,679,109	284,659
旅費交通費	28,668,432	19,648,172	9,020,260
通信運搬費	63,197,571	59,459,318	3,738,253
広告宣伝費	12,198,081	8,984,846	3,213,235
消耗品費	183,403,941	189,491,015	△ 6,087,074
会議費	499,217	311,472	187,745
水道光熱費	541,914,136	446,544,294	95,369,842
保険料	30,455,784	25,844,023	4,611,761
交際費	14,249,055	8,374,477	5,874,578
諸会費	24,000	0	24,000
租税公課	4,499,189	4,077,504	421,685
奨学研究費	53,491,000	54,850,000	△ 1,359,000
他科医療費	18,200,409	23,910,039	△ 5,709,630
娯楽教養費	709,567	694,407	15,160
就労支援事業経費	35,206,092	38,595,506	△ 3,389,414
実習・教材費	10,326,681	14,877,100	△ 4,550,419
支払手数料	19,516,529	20,055,294	△ 538,765
貸倒損失	642,668	368,470	274,198
貸倒引当金繰入額	1,461,431	2,612,323	△ 1,150,892
雑費	33,735,072	38,437,252	△ 4,702,180
消費税等負担額	71,009,000	69,225,600	1,783,400

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
支払利息	144,223,203	154,742,870	△ 10,519,667
短期借入金支払利息	11,202,463	11,531,733	△ 329,270
長期借入金支払利息	133,020,740	143,211,137	△ 10,190,397
診療費減免額	656,620	630,170	26,450
管理費	52,958,122	49,050,019	3,908,103
人件費	10,142,133	9,381,906	760,227
役員報酬	3,210,000	3,210,000	0
給料	5,027,662	4,423,067	604,595
賞与	874,616	840,339	34,277
役員退職慰労引当金繰入額	80,000	80,000	0
法定福利費	949,855	828,500	121,355
委託費	9,250,414	8,847,374	403,040
設備関係費	10,578,034	8,568,695	2,009,339
減価償却費	2,193,595	155,344	2,038,251
リース資産減価償却費	153,928	134,764	19,164
賃借料	42,144	51,155	△ 9,011
支払地代	70,946	60,557	10,389
修繕費	29,935	19,369	10,566
固定資産税等	7,914,300	7,960,700	△ 46,400
機器保守料	138,833	160,462	△ 21,629
機器設備保険料	8,786	7,827	959
車両関係費	25,567	18,517	7,050
研究研修費	108,273	81,234	27,039
図書費	16,397	6,817	9,580
研修費	77,386	73,688	3,698
研修旅費	1,808	61	1,747
研修謝金	12,682	668	12,014
経費	22,797,668	22,098,210	699,458
福利厚生費	25,829	55,932	△ 30,103
謝金	3,652,685	3,749,755	△ 97,070
旅費交通費	592,912	631,247	△ 38,335
通信運搬費	233,542	228,738	4,804
広告宣伝費	142,580	192,243	△ 49,663
消耗品費	171,461	157,323	14,138
会議費	1,665	3,061	△ 1,396
水道光熱費	77,110	58,821	18,289
保険料	10,285	10,653	△ 368
交際費	290,691	188,255	102,436
諸会費	16,475,459	16,681,646	△ 206,187
租税公課	18,552	18,450	102
支払手数料	174,187	48,502	125,685
雑費	930,710	73,584	857,126
消費税等負担額	81,600	72,600	9,000
経常費用計	23,938,026,941	23,511,872,732	426,154,209
評価損益等調整前当期経常増減額	886,286,176	1,274,203,314	△ 387,917,138
特定資産評価損益等	500,400	843,600	△ 343,200
評価損益等計	500,400	843,600	△ 343,200
当期経常増減額	886,786,576	1,275,046,914	△ 388,260,338
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	4,690,500	0	4,690,500
固定資産受贈益	17,452,252	6,172,874	11,279,378
経常外収益計	22,142,752	6,172,874	15,969,878
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	286,120	0	286,120
固定資産除却損	3,619,800	1,372,054	2,247,746
経常外費用計	3,905,920	1,372,054	2,533,866
当期経常外増減額	18,236,832	4,800,820	13,436,012
税引前当期一般正味財産増減額	905,023,408	1,279,847,734	△ 374,824,326
法人税、住民税及び事業税	8,797,700	8,648,500	149,200
当期一般正味財産増減額	896,225,708	1,271,199,234	△ 374,973,526
一般正味財産期首残高	8,498,658,351	7,227,459,117	1,271,199,234
一般正味財産期末残高	9,394,884,059	8,498,658,351	896,225,708
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	20,270,500	121,843,760	△ 101,573,260
受取地方公共団体補助金	20,270,500	116,893,760	△ 96,623,260
受取民間補助金	0	4,950,000	△ 4,950,000
一般正味財産への振替額	△ 75,407,167	△ 81,011,022	5,603,855
当期指定正味財産増減額	△ 55,136,667	40,832,738	△ 95,969,405
指定正味財産期首残高	710,701,457	669,868,719	40,832,738
指定正味財産期末残高	655,564,790	710,701,457	△ 55,136,667
III. 正味財産期末残高	10,050,448,849	9,209,359,808	841,089,041

監査報告書

令和5年5月24日

公益財団法人 慈愛会

理事長 今村 英仁殿

公益財団法人慈愛会

監事

坂野 元夫


公益財団法人慈愛会

監事

徳満 哲司


私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務遂行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査の結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	21,935,517	24,761,191	△ 2,825,674
預金	3,632,603,703	3,452,369,895	180,233,808
未収金	4,187,322,896	3,923,592,472	263,730,424
売掛金	5,252,619	5,202,365	50,254
貸倒引当金	△ 2,923,424	△ 3,104,745	181,321
棚卸資産	132,789,359	103,875,706	28,913,653
立替金	8,717,916	11,899,857	△ 3,181,941
1年内回収予定長期貸付金	259,200	259,200	0
1年内回収予定奨学貸付金	68,093,956	69,493,020	△ 1,399,064
前払費用	50,197,782	48,708,081	1,489,701
流動資産 合計	8,104,249,524	7,637,057,042	467,192,482
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本定期預金	11,300,000	11,300,000	0
基本財産合計	11,300,000	11,300,000	0
(2) 特定資産			
建物	1,181,355,514	1,224,876,279	△ 43,520,765
建物附属設備	260,143,815	265,609,610	△ 5,465,795
構築物	732,679	805,589	△ 72,910
医療器械	153,735,476	93,346,515	60,388,961
什器備品	1,443,503	24,472	1,419,031
車両運搬具	2	2,699,312	△ 2,699,310
退職給付引当預金	555,653,868	516,036,505	39,617,363
退職給付引当有価証券	4,254,000	3,410,400	843,600
建設積立預金	201,893,033	0	201,893,033
長期保険積立金	17,565,179	17,565,179	0
特定資産合計	2,376,777,069	2,124,373,861	252,403,208
(3) その他固定資産			
土地	7,275,094,797	7,264,994,797	10,100,000
建物	9,465,635,952	9,740,659,358	△ 275,023,406
建物附属設備	2,905,084,496	3,153,511,474	△ 248,426,978
構築物	137,768,988	149,972,159	△ 12,203,171
医療器械	165,666,211	221,509,770	△ 55,843,559
機械器具	10,917,641	13,449,600	△ 2,531,959
車両運搬具	12,910,093	19,071,282	△ 6,161,189
什器備品	209,906,816	220,736,277	△ 10,829,461
ソフトウェア	29,618,487	34,604,203	△ 4,985,716
リース資産	1,723,431,472	1,690,531,645	32,899,827
のれん	6,048,000	11,360,000	△ 5,312,000
建設仮勘定	28,978,600	27,669,600	1,309,000
施設利用権	3,807,121	4,391,142	△ 584,021
電話加入権	9,615,368	9,615,368	0
敷金・保証金	38,529,800	38,492,500	37,300
長期貸付金	1,929,998	4,189,198	△ 2,259,200
奨学生貸付金	159,031,660	155,203,757	3,827,903
長期前払費用	1,440,000	5,421,710	△ 3,981,710
その他	39,253,691	39,239,781	13,910
その他固定資産 合計	22,224,669,191	22,804,623,621	△ 579,954,430
固定資産 合計	24,612,746,260	24,940,297,482	△ 327,551,222
資産合計	32,716,995,784	32,577,354,524	139,641,260
II. 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,231,772,690	1,184,409,167	47,363,523
未払金	1,098,168,573	1,068,893,676	29,274,897
預り金	261,515,236	257,737,514	3,777,722
前受金	13,023,689	14,513,004	△ 1,489,315
短期借入金	3,296,000,000	3,150,200,000	145,800,000
1年内返済予定長期借入金	1,069,850,000	1,249,262,000	△ 179,412,000
1年内返済予定リース債務	452,939,359	471,479,342	△ 18,539,983
1年内支払予定長期未払金	17,162,652	15,882,252	1,280,400
賞与引当金	733,253,705	786,998,679	△ 53,744,974
未払法人税等	8,648,500	7,385,200	1,263,300
未払消費税等	11,370,000	20,558,700	△ 9,188,700
流動負債 合計	8,193,704,404	8,227,319,534	△ 33,615,130
2. 固定負債			
長期借入金	12,911,446,000	13,948,113,000	△ 1,036,667,000
リース債務	1,156,699,077	1,216,841,564	△ 60,142,487
長期未払金	65,297,577	75,418,029	△ 10,120,452
預り保証金	159,698,680	159,917,480	△ 218,800
役員退職慰労引当金	11,000,000	10,000,000	1,000,000
退職給付引当金	878,464,427	914,665,633	△ 36,201,206
資産除去債務	131,325,811	127,751,448	3,574,363
固定負債 合計	15,313,931,572	16,452,707,154	△ 1,138,775,582
負債合計	23,507,635,976	24,680,026,688	△ 1,172,390,712
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	335,768	479,008	△ 143,240
地方公共団体補助金	645,915,826	606,783,777	39,132,049
民間補助金	52,845,259	50,964,067	1,881,192
寄附金	11,604,604	11,641,867	△ 37,263
指定正味財産合計	710,701,457	669,868,719	40,832,738
(うち基本財産への充当額)	(11,300,000)	(11,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(699,401,457)	(658,568,719)	(40,832,738)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	8,498,658,351	7,227,459,117	1,271,199,234
正味財産合計	(1,099,902,565)	(928,793,058)	(171,109,507)
正味財産合計	9,209,359,808	7,897,327,836	1,312,031,972
負債及び正味財産合計	32,716,995,784	32,577,354,524	139,641,260